

事業報告書			
医療法人整理番号		28032	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団慈恵会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	特定医療法人	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	市区町村	神戸市	
	町名・番地	須磨区磯馴町4丁目1番6号	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 昭和35年12月28日	
(4)	設立登記年月日	昭和35年12月28日	
(5)	理事長の氏名	澤田	
	姓	勝寛	
	名	26人	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員の人数		
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	記載はこちら 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地		建物名

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	澤田	眞理子	常務理事
理事	井上	勝文	
理事	北野	育郎	
理事	辻	義彦	新須磨病院 管理者
理事	小柴	賢洋	新須磨クリニック 管理者
理事	山下	晴央	新須磨リハビリテーション病院 管理者
理事	松岡	泰子	新須磨透析クリニック 管理者
監事	九十九	園恵	
監事	山下	敬之	
評議員	宮崎	哲夫	医療従事者 (腎友会クリニック 管理者)
評議員	神谷	けい子	〃 (医療法人腎友会 理事長)
評議員	北井	聖子	無職
評議員	松浦	昌代	経営有識者 (学校法人 澤田学園 学校長)
評議員	須谷	浩一	〃 (学校法人 澤田学園 事務局次長)
評議員	岩井	茂夫	医療を受ける者 (腎友会クリニック 元事務長)
評議員	北	隆文	〃 (有料老人ホーム 前社長)
評議員	泊	純子	〃 (有料老人ホーム 施設長)
評議員	竹内	経彦	〃 (腎友会クリニック 前事務長代理)
評議員	加茂田	ちどり	〃 (有料老人ホーム 施設長)
評議員	清広	素子	〃 (有料老人ホーム 課長)
評議員	溝口	哲也	〃 (有料老人ホーム 課長)
評議員	品治	道磨	〃 (有料老人ホーム 社長)
評議員	片山	優子	特に必要と認められる者 (学校法人 澤田学園 副校長)

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
評議員	安藤	瑞也	”(学校法人 澤田学園 顧問)
評議員	藤原	ゆき絵	”(学校法人 澤田学園 課長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	新須磨病院		281U/04441	神戸市須磨区衣掛町3丁目1番14号	147	0	0	0	0	0	0
病院	新須磨リハビリテーション病院		281U/03889	神戸市須磨区友が丘7丁目1番31号	56	0	0	0	0	0	0
診療所	新須磨クリニック		281U/04086	神戸市須磨区村雨町5丁目1番4号							
診療所	新須磨透折クリニック		281U/04458	神戸市須磨区衣掛町4丁目2番20号							

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書						
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	いきいきの郷		2850780012	神戸市須磨区友が丘7丁目1番25号	80	35

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
神戸総合医療専門学校		神戸市須磨区友が丘7丁目1番21号	医療従事者の養成	
もみじ訪問看護ステーション		神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号		
北須磨訪問看護リハビリセンター		神戸市須磨区多井畑地獄谷12-2		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年5月28日	令和6年度営業報告書・貸借対照表及び損益計算書の報告並びに利益処分案承認の件
令和8年3月26日	借入金額の最高限度額及び所有不動産処分、事業計画及び収支予算の件
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由				
医療機関債名		発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
日付		開設（許可を含む）した主要な施設

2-(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団慈恵会
所在地 兵庫県神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号 28032

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,741,667	I 流動負債	2,030,305
現金及び預金	1,675,365	支払手形	97,496
事業未収金	1,003,526	買掛金	129,106
有価証券		短期借入金	931,903
たな卸資産	30,691	未払金	280,303
前渡金		未払費用	174,264
前払費用		未払法人税等	142
その他の流動資産	32,085	未払消費税等	8,727
		前受金	218,477
		預り金	28,064
		前受収益	
		その他引当金	159,500
		その他の流動負債	2,323
II 固定資産	9,421,128	II 固定負債	9,357,126
1 有形固定資産	9,024,195	医療機関債	
建物	4,008,943	長期借入金	7,662,001
構築物	36,994	長期未払金	463,899
医療用器械備品	230,623	その他引当金	1,032,229
その他の器械備品	130,256	その他の固定負債	355
車両及び船舶		繰延税金負債	198,642
土地	4,617,379		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	11,387,431
2 無形固定資産	176,515	純資産の部	
借地権		科目	金額
ソフトウェア	113,009	I 出資金	
その他の無形固定資産	63,506	II 積立金	775,364
		圧縮積立金	495,910
3 その他の資産	220,418	繰越利益積立金	274,335
有価証券		設立等積立金	5,119
長期貸付金			
保有医療機関債		III 評価・換算差額等	
その他長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
役員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用			
繰延税金資産	213,999		
その他の固定資産	6,419		
		純資産合計	775,364
資産合計	12,162,795	負債・純資産合計	12,162,795

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団慈恵会
所在地 兵庫県神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

医療法人整理番号	28032
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			6,665,582
2 事業費用			
(1) 事業費		6,581,494	
(2) 本部費			6,581,494
本来業務事業利益			84,088
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			942,797
2 事業費用			973,214
附帯業務事業損失			30,417
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
	事業利益		53,671
II 事業外収益			
受取利息		490	
その他の事業外収益		88,490	88,980
III 事業外費用			
支払利息		131,860	
その他の事業外費用		7,996	139,856
	経常利益		2,795
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損		1,435	
その他の特別損失			1,435
	税引前当期純利益		1,360
	法人税・住民税及び事業税	142	
	法人税等調整額	-6,920	-6,778
	当期純利益		8,138

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	12,162,795 千円
2. 負 債 額	11,387,431 千円
3. 純 資 産 額	775,364 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,741,667
B 固 定 資 産	9,421,128
C 資 産 合 計 (A+B)	12,162,795
D 負 債 合 計	11,387,431
E 純 資 産 (C-D)	775,364

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員又はその近親者が株主総会の議決権の過半数を占めている法人	株式会社神戸健康管理センター	神戸市須磨区磯馴町	2, 199, 199	医療用器械備品のリース（貸手側）	医療用器械備品のリース （借手側）	医療用器械備品のリース料の支払	35, 656	預け保証金	208, 209

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

リース料は、市場実勢を勘案して決定しております。預け保証金は、リース資産売買契約に基づく保証金として支出したものであります。

0

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	期末残高 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその近親者	澤田勝寛	当法人の理事長	債務保証	当法人銀行借入に対する債務保証	7, 570, 529	—	—

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

当法人は、銀行借入に対して理事長澤田勝寛より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 慈恵会
理事長 澤田 勝寛 殿

私たちは、医療法人社団 慈恵会の令和7年会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年6月29日

医療法人社団 慈恵会

監事 九十九 園恵



監事 山下 敬之



重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

当法人は、前事業年度まで 2 期連続して当期純損失を計上しておりました。当事業年度においては 8,138 千円の当期純利益を計上したものの、一部の金融機関と締結している借入契約について財務制限条項に抵触しております。

当法人では、当該状況を解消すべく、前事業年度より外部有識者を含むプロジェクトチームを組織し、事業収益及び事業利益の獲得に向けた諸施策を立案・実施しております。これらの施策の効果は現れつつあるものの、いまだ実施途上にあるため、現時点においては、継続事業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8年～47年

構築物 8年～12年

医療用器械備品 5年～ 8年

その他の器械備品 3年～ 8年

なお、有形固定資産に係る減価償却累計額11,316,314千円は、有形固定資産残高から直接控除しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、法人内使用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理によっております。

② 補助金等の会計処理

固定資産の取得に係る補助金等については、積立金経理により圧縮記帳しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

当法人の運営する神戸総合医療専門学校において受領する高等教育無償化授業料等減免補助金の会計処理に関し、前事業年度までは、減免額控除前の授業料等の総額を附帯業務事業収入に計上するとともに、授業料等減免額を附帯業務事業費用に計上し、当該補助金を事業外収益に計上しておりましたが、当事業年度から、当該補助金を附帯業務事業費用と相殺して表示する方法に変更しました。

当該変更は、高等教育無償化授業料等減免補助金の金額的重要性が増加したことに対応し、附帯業務事業損益をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方策によった場合に比べ、附帯業務事業費用は 67,115 千円少なく、附帯業務事業損失は同額少なく表示されておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。なお、前期において事業外収益に計上した高等教育無償化授業料等減免補助金は 28,599 千円であります。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

定期預金	246,700千円
土地	4,614,979千円
建物	3,252,873千円
計	8,114,552千円

担保に対応する債務 7,536,129千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその 近親者が株主 総会の議決権 の過半数を占 めている法人	株式会社 神戸健康 管理セン ター	神戸市 須磨区 磯馴町	2,199,199	医療用器 械備品の リース (貸手側)	医療用器 械備品の リース (借手側)	医療用器 械備品の リース料 の支払	35,656	預け保証 金	208,209

取引条件及び取引条件の決定方針等

リース料は、市場実勢を勘案して決定しております。預け保証金は、リース資産売買契約に基づき保証金として支出したものであります。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	期末残高 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者	澤田勝寛	当法人の 理事長	債務保証	当法人銀行借入に 対する債務保証	7,570,529	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、銀行借入に対して理事長澤田勝寛より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

11 重要な偶発債務に関する事項

下記法人の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

学校法人 澤田学園 439,535 千円

12 重要な後発事象に関する事項

当法人は、医療系の専修学校を設置する学校法人澤田学園の財政状態健全化に資することを目的として、本計算書類作成日現在、令和8年4月1日以降同学校法人に対して、合計675,169千円の寄付を実施しました。なお、学校法人澤田学園の金融機関からの借入金に対する当法人の債務保証439,535千円は、令和8年4月1日に解消されております。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	295,218 千円
賞与引当金	45,617 千円
減価償却費限度超過額	43,263 千円
繰越欠損金	274,294 千円
繰延税金資産小計	658,392 千円
評価性引当額	658,392 千円
繰延税金資産合計	0 千円

繰延税金負債	
建物圧縮積立金	198,642 千円
繰延税金負債合計	198,642 千円
繰延税金負債の純額	198,642 千円

(2) 賃貸借処理したファイナンス・リース取引のリース料総額及び未経過リース料当期末残高

	リース料総額 (千円)	未経過リース料 当期末残高 (千円)
医療用器械備品	235,339	173,047
その他の器械備品	18,500	11,512

(3) 補助金の交付者及び貸借対照表等への影響額

補助金等の名称	交付者	金額 (千円)
高等教育無償化授業等減免補助金	兵庫県	67,115
賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金	厚生労働省	59,585
物価高騰対策一時支援金	兵庫県	8,932
病院内保育所運営事業補助金	兵庫県	6,570
医療機関等生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業補助金	兵庫県	5,880
循環器病医療連携ネットワーク構築事業補助金	兵庫県	5,608
第二次緊急病院指定補助金	神戸市	5,118
私立専修学校専門課程振興費補助金	兵庫県	3,907
その他		5,968
合計		168,683

様式第四号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

	積立金				評価・換算 差額等	純資産合計
	設立等積立金	建物圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計		
令和 7年3月31日 残高	5,119	513,185	248,922	767,226	-	767,226
会計年度中の変動額						
建物圧縮積立金取崩額		△ 17,275	17,275	-		-
当期純利益			8,138	8,138		8,138
会計年度中の変動額合計	-	△ 17,275	25,413	8,138	-	8,138
令和 8年3月31日 残高	5,119	495,910	274,335	775,364	-	775,364

様式第五号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	12,969,925	42,674	-	13,012,599	9,003,656	259,556	4,008,943
	構築物	440,547	-	-	440,547	403,553	7,086	36,994
	医療用器械備品	1,584,364	91,889	87,698	1,588,555	1,357,932	113,599	230,623
	その他の器械備品	699,047	20,680	38,298	681,429	551,173	86,837	130,256
	土地	4,617,379	-	-	4,617,379			4,617,379
	計	20,311,262	155,243	125,996	20,340,509	11,316,314	467,078	9,024,195
無形固定資産	ソフトウェア	185,230	-	-	185,230	72,221	36,640	113,009
	水利権	57,750	-	-	57,750			57,750
	電話加入権	5,756	-	-	5,756			5,756
	計	248,736	0	0	248,736	72,221	36,640	176,515
その他の資産	出資金	6,419	-	-	6,419			6,419
	預け保証金	264,127	-	50,128	213,999			213,999
	長期前払費用	7,780	-	7,780	0	-	-	0
計		278,326	0	57,908	220,418	-	-	220,418

様式第六号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	0	-	-	-	0
賞与引当金	165,500	159,500	165,500	-	159,500
退職給付引当金	999,373	104,807	71,951	-	1,032,229

様式第七号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の 長期借入金	932,957	931,903	1.71	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	7,288,503	7,662,001	1.71	2027年4月～2044年6月 (注)
その他の有利子負債				
合 計	8,221,460	8,593,904	—	—

(注) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済
予定額の総額は、1年超2年以内761,252千円、2年超3年以内629,869千円、3年超4年以内503,161千円、4
年超5年以内349,861千円であります。

様式第八号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	983,626	-	983,626	5,157	-	988,783
給与費	3,927,645	-	3,927,645	650,531	-	4,578,176
委託費	475,748	-	475,748	59,731	-	535,479
経費	1,194,475	-	1,194,475	257,795	-	1,452,270
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	6,581,494	-	6,581,494	973,214	-	7,554,708

様式第九の二号

法人名 医療法人社団 慈恵会
所在地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	302,365	
医療消耗品費	636,148	
給食用材料費	45,551	
売店商品原価	4,719	988,783
II 給与費		
給料・賞与	3,862,786	
通勤手当	81,695	
退職給付費用	104,807	
法定福利費	528,888	4,578,176
III 委託費		
歯科技工委託費	5,280	
検査委託費	53,427	
給食委託費	102,040	
寝具委託費	23,715	
清掃委託費	74,905	
保守委託費	42,083	
その他委託費	234,029	535,479
IV 経費		
減価償却費	498,692	
機器賃借料	130,158	
家賃地代	25,937	
修繕費	39,730	
固定資産税等	80,800	
機器保守料	148,561	
器械設備保険料	6,117	
車両関係費	22,608	
研究費	7,548	
研修費	4,510	
福利厚生費	50,082	
旅費交通費	10,011	
職員被服費	21,804	
通信費	22,650	
広告宣伝費	40,073	
消耗品費	68,065	
会議費	378	
水道光熱費	167,798	
保険料	5,890	
交際費	7,323	
諸会費	8,687	
租税公課	29,490	
寄附金	18,240	
雑費	37,118	1,452,270
V 売上原価		
商品期首たな卸高	-	
当期商品仕入高	-	
商品期末たな卸高	-	-
VI その他の事業費用		-
事業費用計		7,554,708

独立監査人の監査報告書

令和8年6月29日

医療法人社団 慈恵会
監事 九十九 園恵 殿
監事 山下 敬之 殿

田村公認会計士事務所
兵庫県神戸市

公認会計士 田村 一美

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団慈恵会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は、前事業年度まで2期連続して当期純損失を計上しておりました。当事業年度においては8,138千円の当期純利益を計上したものの、一部の金融機関と締結している借入契約について財務制限条項に抵触している状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、法人は、医療系の専修学校を設置する学校法人澤田学園の財政状態の健全化に資することを目的として、計算書類作成日現在、令和8年4月1日以降同学校法人に対して合計675,169千円の寄付を実施している。また、学校法人澤田学園の金融機関からの借入金に対する法人の債務保証439,535千円は、令和8年4月1日に解消されている。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上